

わく!!

情報広場



今月の納税など

市・県民税 第2期
国民健康保険税 第2期

介護保険料 第2期

後期高齢者医療保険料 第2期

※納税に口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 8月29日(日)午前8時30分～午後5時

▼夜間納税相談

とき 8月10日(火)午後5時15分～9時

納税課

最終日曜日に

市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は29日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に
夜間窓口開庁

毎月1回、夜間(午後8時までに上下水道料金を納入できるよう第2浄水場(大字平野)を開庁しています。8月は26日(木)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120



住居表示台帳図整備に伴う現地実態調査

市では今年度、住居表示台帳図の再整備を行います。このため、今月から来年1月末までの期間、現在住居表示を実施している区域において、各建物(位置、形状、入口)の現況や、その居住状況、住居番号表示板の設置状況などの調査を行う予定です。なお、個人または法人が所有(占有)する土地や施設などに立

国保の保険者証更新について

国民健康保険被保険者証を10月からつぎのとおり一部変更し更新します。10月1日からは新しい保険証をお使いください。

(例)		記号	番号
新	旧	1 2 3	1 2 3 4 5 6
幸		1 2 3 4 5 6	

問合せ 保険年金課 内線143

子育てマスター養成セミナー
受講者募集とき 1回目/9月2日(木)、3日(金) 2回目/9月13日(月)、14日(火)午前10時～午後3時30分(全2日間)
ところ WithYou(いたま)さい

たま市中央区新都心212)

申込み 8月10日(火)までに申込書を埼玉県子育て支援課へ(先着順)

※申込書は、埼玉県ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kosodate-master-master-boshu>

(三)からダウンロードのほか、

市子育て支援課で配布

問合せ 埼玉県県子育て支援課

☎048(830)3330

児童扶養・特別児童扶養手当の
現況届の提出について

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている人は、「その年の8月1日における養育状況や所得状況」を記載した現況届を提出していただくことになっています。受給者のみなさんには、案内文を郵送しますので、つぎの期間内に提出してください。なお、現況届が提出されない場合は、8月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

提出期間 8月8日(日)～11日

(水)午前9時～午後4時

※正午～午後1時を除く。

※8日(日)は午前9時～正午。

ところ ウェルス幸手2階会議室

※8日は子育て支援課窓口。

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8

454・FAX(43)5600

環境ホットライン

野焼きは禁止されています

こみを燃やして、においがする「煙で窓が開けられない」「洗濯物がよごれた」など、ごみの野外焼却に関する苦情が市役所に多く寄せられています。

ごみを野外で焼却(野焼き)することとは、廃棄物の処理および清掃に関する法律により、一部の例外を除いて禁止されています。基準に適合しない焼却炉の使用やドラム缶、ブロック囲い、穴を掘った焼却などは、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるとともに、煙や悪臭などによって近所に大きな迷惑をかけることとなり、周辺の生活環境に悪影響をおよぼします。

ごみはきちんと分別し、決められた方法で処分するようお願いいたします。

なお、つぎのような焼却は禁止されていますが、やはり煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

父子家庭のみならずにも児童扶養手当が支給されます

8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。

対象 つぎのいずれかに該当する子どもについて、父がその

子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合

①父母が婚姻を解消した子ども

②母が死亡した子ども

③母が一定程度の障がい状態にある子ども

④母の生死が明らかでない子ども

⑤そのほか、母が1年以上遺棄している子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど

申請期限 11月30日(火)

※申請期限を過ぎると、申請の翌月からの支給になりますのでご注意ください。

申請場所 子育て支援課窓口(ウエルス幸手)

必要書類 受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本(抄本)など

※詳細はお問い合わせください。

手当額 受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決定

▼児童1人の場合 全部支給4万1720円/一部支給4万

市営住宅(市地)入居者募集

市営住宅に空室ができましたので、入居者を募集します。

所在地 中3-5-32、36

戸数 4戸(2K、3DK)

入居資格 ①現に同居し、または同居しようとする親族がいる人

②市内在住、在勤の人 ③月収15万8000円以下の人

④住宅に困窮している人 ⑤税金を滞納していない人 ⑥暴力団員ではないこと

申込み 8月9日(月)～20日(金)に所定の申込書(建築指導課で配布)に必要事項を記入し建築指導課窓口へ

問合せ 建築指導課 内線573・FAX(43)7656

農家基本台帳調査

農業委員会では、8月1日現在の世帯や農地などの状況を把握するため、農家基本台帳の調査を行います。

調査表は各種証明書の参考にしますので、誤りのないように記入し、8月20日(金)までに各地区の農家組合長(支部長)に提出してください。

調査表は各種証明書の参考にしますので、誤りのないように記入し、8月20日(金)までに各地区の農家組合長(支部長)に提出してください。

調査表は各種証明書の参考にしますので、誤りのないように記入し、8月20日(金)までに各地区の農家組合長(支部長)に提出してください。

調査表は各種証明書の参考にしますので、誤りのないように記入し、8月20日(金)までに各地区の農家組合長(支部長)に提出してください。

交通遺児援護一時金

給付対象 平成21年4月1日以降に交通遺児となった18歳以下の人

※交通遺児とは、18歳以下の人で、保護者(一方または双方)が交通事故により死亡または重い障害(おむね身体障害者手帳の基準で1～3級を生じた人)の基準で1人につき10万円

給付額 1人につき10万円

※1事故につき1回。

給付時期 10月または平成23年4月

申請方法 申請書(くらし安全課各学校で配付)を8月31日(10月支給分)または平成23年2月28日(4月支給分)までに、みづほ信託銀行浦和支店に郵送または持参(〒330-0006 3さいたま市浦和区高砂2-6-18)

問合せ 埼玉県県民生活交通安全課 ☎048(830)2958

江戸川河川堤防除草回数の変更について

江戸川の河川堤防の除草については、例年5月頃から年間3回程度実施していました。しかし、

江戸川の河川堤防の除草については、例年5月頃から年間3回程度実施していました。しかし、

し、昨今、公共事業費の抑制に伴い、堤防などの維持費も大幅に削減され、除草回数は全国的に治水上最低限必要な2回とされたことから、江戸川の河川堤防についても2回刈りとなります。

河川をご利用のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 江戸川河川事務所管理課 ☎04(7125)7319

上尾久喜線(根金小橋)通行止めのお知らせ

県道上尾久喜線にある根金小橋の架替工事を行うため、工事期間中通行止めを行います。

ご迷惑をおかけしますが、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

通行止め箇所 根金小橋(白岡町大字下大崎)

通行止め期間 9月1日～平成23年8月末(約1年間)

規制内容 終日通行止め

▼自動車 国道122号・町道篠津柴山線を利用するなど他路線へ迂回をお願いします。

▼自転車・歩行者 根金小橋下流側に仮設歩道橋を設置しますので迂回をお願いします。

問合せ 杉戸県土整備事務所道路施設公園担当 ☎(34)2120・FAX(36)1442

やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意をはらい、周辺環境に配慮するようお願いいたします。

○どんど焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却

○稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

○落ち葉焚きや焼き草など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※ただし、煙や悪臭がひどく、苦情があつた場合は、公害として対応することがあります。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

近所迷惑になる野焼きはやめましょう!!

